

熊野町 障害者活躍推進計画

機関名	熊野町役場 町長部局・教育委員会部局
任命権者	熊野町長 熊野町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
熊野町における障害者雇用に関する課題	<p>本町においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないが、令和6年6月1日現在の雇用率は3.02%であり、法定雇用率（3.0%）を上回っている。</p> <p>しかしながら、令和8年7月には、地方自治体の法定雇用率が引き上げとなる予定であり、将来的に更なる引き上げも想定されることから、本計画のもと、障害のある職員が働きやすい職場づくりと雇用促進に取り組んでいくことが重要である。</p>

■目標

採用に関する目標	<p>法定雇用率を下回らない。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで把握・進捗管理</p>
定着に関する目標	<p>職場環境等を理由とする不本意な離職者を生じさせない。</p> <p>○定着率：100%</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p> <p style="text-align: right;">※定着率…採用後1年での在籍状況</p>

■取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務部次長を選任する。（町長部局）</p> <p>○総務課において、障害のある職員本人や、職場で支援に当たる管理監督者等からの相談に応じる。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医や産業カウンセラーとも連携を図る。</p> <p>○障害者職業生活相談員は、総務課長補佐又は人事事務担当の主査を選任する。新たに選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、その者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定、創出	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価等での面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で必要な措置を講じる。</p>

	<p>○障害者への理解（接し方・コミュニケーション等）を深めるため、研修や資料配布などの必要な措置を講じる。</p> <p>○本人の希望や障害の特性に応じて、手話通訳の実施など研修受講に当たり必要な配慮を行う。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
その他	<p>○障害者からの要望を踏まえ、障害者の特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等など障害者支援に係る取組を進める。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める。</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>